

松江市告示第 200 号

松江市開発行為に関する指導要綱等の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

(松江市開発行為に関する指導要綱の一部改正)

第 1 条 松江市開発行為に関する指導要綱（平成 17 年松江市告示第 150 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(事前協議)</p> <p>第 6 条 事業者は、開発許可等の申請を行う前に、開発行為_____の計画について、開発行為事前協議申請書(様式第 1 号。以下「事前協議書」という。)により市長と協議するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>様式第 1 号(第 6 条関係)</p> <p>開発行為事前協議申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>(あて先)松江市長</p> <p>申請者 住所</p> <p>氏名 _____</p> <p>略</p> | <p>(事前協議)</p> <p>第 6 条 事業者は、開発許可等の申請を行う前に、開発行為<u>(10,000 平方メートル以上のものを除く。)</u>の計画について、開発行為事前協議申請書(様式第 1 号。以下「事前協議書」という。)により市長と協議するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>様式第 1 号(第 6 条関係)</p> <p>開発行為事前協議申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>(あて先)松江市長</p> <p>申請者 住所</p> <p>氏名 <u>㊟</u></p> <p>略</p> |

(松江市民間宅地開発に関する指導要綱の一部改正)

第 2 条 松江市民間宅地開発に関する指導要綱（平成 17 年松江市告示第 151 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後

欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(開発区域の制限)</p> <p>第4条 次に掲げる区域は、原則として開発区域に含まないものとする。</p> <p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の<u>規定により指定された</u> _____ 特別地域</p> <p>(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の<u>規定により指定された</u>急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>(3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の<u>規定により指定された</u>地すべり防止区域</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)<u>第7条</u>第1項の<u>規定により指定された</u>土砂災害特別警戒区域</p> <p>(5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の<u>規定により指定された</u>災害危険区域</p> <p>(6) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条及び第25条の2の<u>規定により指定された</u>保安林並びに同法第41条の<u>規定により指定された</u>保安施設地区</p> <p>(7) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に<u>規定する</u>農用地区域</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条の規定により指定された</u>史</p> | <p>(開発区域の制限)</p> <p>第4条 次に掲げる区域は、原則として開発区域に含まないものとする。</p> <p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の _____ 国立公園及び国定公園内の特別地域</p> <p>(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の _____ 急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>(3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の _____ 地すべり防止区域</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)<u>第9条</u>第1項の _____ 土砂災害特別警戒区域</p> <p>(5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の _____ 災害危険区域</p> <p>(6) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条及び第25条の2の _____ 保安林並びに同法第41条の _____ 保安施設地区</p> <p>(7) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の _____ 農用地区域</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) _____ 史</p> |

跡、名勝又は天然記念物の____区域
(10) その他法令等に基づく規制区域
(事業者の責務)

第5条 事業者は、開発行為の計画策定及び実施に当たっては、各関係法令及びこの要綱を遵守するとともに、開発区域周辺に及ぼす影響を考慮して、あらかじめ開発行為の計画内容を利害関係者及び周辺住民等に説明し、理解と協力が得られるように努めるものとする。この場合、事業者は調整経過を市長に報告するものとする。

2 略

(計画の策定)

第8条 事業者は開発行為の計画を策定するに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1)～(6) 略

(公共施設の用に供される土地の帰属)

第17条 開発行為又は開発行為に関する工事により、新たに設置された公共施設の用に供される土地(以下「公共施設用地」という。)は、引き継ぎの手続__が完了した後において市に帰属するものとする。ただし、関係機関との協議により公共施設用地の帰属について別段の定めをしたときは、この限りでない。

2・3 略

(公共施設等の管理)

第18条 開発行為により設置される公共施設等は、管理予定者との協議に基づき、引き継ぎの手続__が完了した後において、管理予定者の管理に属するものとする。ただ

跡、名勝又は天然記念物の指定区域
(10) その他法令等に基づく規制区域
(事業者の責務)

第5条 事業者は、開発行為の計画策定及び実施にあたっては、各関係法令及びこの要綱を遵守するとともに、開発区域周辺に及ぼす影響を考慮して、あらかじめ開発行為の計画内容を利害関係者及び周辺住民等に説明し、理解と協力が得られるように努めるものとする。この場合、事業者は調整経過を市長に報告するものとする。

2 略

(計画の策定)

第8条 事業者は開発行為の計画を策定するにあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1)～(6) 略

(公共施設の用に供される土地の帰属)

第17条 開発行為又は開発行為に関する工事により、新たに設置された公共施設の用に供される土地(以下「公共施設用地」という。)は、引き継ぎの手続きが完了した後において市に帰属するものとする。ただし、関係機関との協議により公共施設用地の帰属について別段の定めをしたときは、この限りでない。

2・3 略

(公共施設等の管理)

第18条 開発行為により設置される公共施設等は、管理予定者との協議に基づき、引き継ぎの手続きが完了した後において、管理予定者の管理に属するものとする。ただ

し、関係機関との協議により管理者について別段の定めをしたときは、これらの者の管理に属するものとする。

2 略

様式第 1 号(第 6 条関係)

松江市民間宅地開発事業協議書
年 月 日

(あて先)松江市長

開発事業者 住所
氏名 —

略

様式第 3 号(第 11 条関係)

松江市民間宅地開発事業工事着手届出書
年 月 日

(あて先)松江市長

届出者 住所
氏名 —

略

様式第 4 号(第 13 条関係)

松江市民間宅地開発事業変更協議書
年 月 日

(あて先)松江市長

開発事業者 住所
氏名 —

略

様式第 5 号(第 14 条関係)

松江市民間宅地開発事業の中止・廃止届出書
年 月 日

(あて先)松江市長

届出者 住所
氏名 —

略

様式第 6 号(第 15 条関係)

松江市民間宅地開発事業工事完了届出書
年 月 日

(あて先)松江市長

届出者 住所
氏名 —

略

し、関係機関との協議により管理者について別段の定めをしたときは、これらの者の管理に属するものとする。

2 略

様式第 1 号(第 6 条関係)

松江市民間宅地開発事業協議書
年 月 日

松江市長 様

開発事業者 住所
氏名 ㊟

略

様式第 3 号(第 11 条関係)

松江市民間宅地開発事業工事着手届出書
年 月 日

松江市長 様

届出者 住所
氏名 ㊟

略

様式第 4 号(第 13 条関係)

松江市民間宅地開発事業変更協議書
年 月 日

松江市長 様

開発事業者 住所
氏名 ㊟

略

様式第 5 号(第 14 条関係)

松江市民間宅地開発事業の中止・廃止届出書
年 月 日

松江市長 様

届出者 住所
氏名 ㊟

略

様式第 6 号(第 15 条関係)

松江市民間宅地開発事業工事完了届出書
年 月 日

松江市長 様

届出者 住所
氏名 ㊟

略

(松江市民間開発に関する指導要綱の一部改正)

第3条 松江市民間開発に関する指導要綱（平成17年松江市告示第152号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(指導方針)</p> <p>第2条 市長は、開発事業の指導を行うに<u>当</u>たっては、次に掲げる方針によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、開発事業の計画、設計並びにその実施に<u>当</u>たっては、各関係法令及びこの要綱を遵守するとともに、工事中及び開発後の開発区域周辺地域に及ぼす影響を考慮してあらかじめ開発事業の計画及び施工計画の内容を説明会等により利害関係者並びに周辺住民等に説明し、理解と協力が得られるように努めるものとする。この場合、事業者は調整経過を市長に報告するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 開発区域及びその周辺に埋蔵文化財等がある場合は、あらかじめ<u>県及び市の関係機関と調査、発掘、保存の方法等必要な事項について十分</u>協議すること。<u>なお、造成工事着手後に埋蔵文化財等を発見した場合は、直ちに工事を中断し、関係機関と速やかに協議し、その指示に従うこと。</u></p> <p>4 略</p> | <p>(指導方針)</p> <p>第2条 市長は、開発事業の指導を行うに<u>あ</u>たっては、次に掲げる方針によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、開発事業の計画、設計並びにその実施に<u>あ</u>たっては、各関係法令及びこの要綱を遵守するとともに、工事中及び開発後の開発区域周辺地域に及ぼす影響を考慮してあらかじめ開発事業の計画及び施工計画の内容を説明会等により利害関係者並びに周辺住民等に説明し、理解と協力が得られるように努めるものとする。この場合、事業者は調整経過を市長に報告するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 開発区域及びその周辺に埋蔵文化財等がある場合は、あらかじめ<u>松江市教育委員会</u>と _____ 協議すること。 _____</p> <p>4 略</p> |

様式第 1 号(第 5 条関係)

松江市民間開発事業協議書

年 月 日

(あて先)松江市長

開発事業者 住所
氏名 _____

略

様式第 3 号(第 9 条関係)

松江市民間開発事業工事着手届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

届出者 住所
氏名 _____

略

様式第 4 号(第 10 条関係)

松江市民間開発事業変更協議書

年 月 日

(あて先)松江市長

開発事業者 住所
氏名 _____

略

様式第 5 号(第 12 条関係)

松江市民間開発事業の中止・廃止届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

届出者 住所
氏名 _____

略

様式第 6 号(第 13 条関係)

松江市民間開発事業工事完了届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

届出者 住所
氏名 _____

略

様式第 1 号(第 5 条関係)

松江市民間開発事業協議書

年 月 日

松江市長 様

開発事業者 住所
氏名 _____

略

様式第 3 号(第 9 条関係)

松江市民間開発事業工事着手届出書

年 月 日

松江市長 様

開発事業者 住所
氏名 _____

略

様式第 4 号(第 10 条関係)

松江市民間開発事業変更協議書

年 月 日

松江市長 様

開発事業者 住所
氏名 _____

略

様式第 5 号(第 12 条関係)

松江市民間開発事業の中止・廃止届出書

年 月 日

松江市長 様

開発事業者 住所
氏名 _____

略

様式第 6 号(第 13 条関係)

松江市民間開発事業工事完了届出書

年 月 日

松江市長 様

開発事業者 住所
氏名 _____

略

(松江市開発登録簿閲覧規程の一部改正)

第 4 条 松江市開発登録簿閲覧規程(平成 17 年松江市告示第 153 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対

応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|--|----------------|--|---|--|---|-------|------------------|--|-----|----|--|----|--|----------|---|--|---|--|---|---|--|----------------|--|---|--|---|-------|---------------|--|-----|----|--|----|--|-------------------|---|--|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第2項の規定に基づき、開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧の手続<u>に</u>関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>様式第2号(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="204 728 782 1142"><tr><td colspan="2" style="text-align: right;">略</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">開発登録簿の写しの交付申請書</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: right;">略</td></tr><tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2"><u>(あて先)松江市長</u></td></tr><tr><td>申請者</td><td>住所</td></tr><tr><td></td><td>氏名</td></tr><tr><td></td><td>(電話: —)</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: right;">略</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: right;">略</td></tr></table> | 略 | | 開発登録簿の写しの交付申請書 | | 略 | | 略 | 年 月 日 | <u>(あて先)松江市長</u> | | 申請者 | 住所 | | 氏名 | | (電話: —) | 略 | | 略 | | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第2項の規定に基づき、開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧の手続<u>き</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>様式第2号(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="810 728 1388 1142"><tr><td colspan="2" style="text-align: right;">略</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">開発登録簿の写しの交付申請書</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: right;">略</td></tr><tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2"><u>松江市長 様</u></td></tr><tr><td>申請者</td><td>住所</td></tr><tr><td></td><td>氏名</td></tr><tr><td></td><td>(電話: <u>㊟</u> —)</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: right;">略</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: right;">略</td></tr></table> | 略 | | 開発登録簿の写しの交付申請書 | | 略 | | 略 | 年 月 日 | <u>松江市長 様</u> | | 申請者 | 住所 | | 氏名 | | (電話: <u>㊟</u> —) | 略 | | 略 | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開発登録簿の写しの交付申請書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(あて先)松江市長</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請者 | 住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (電話: —) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開発登録簿の写しの交付申請書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>松江市長 様</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請者 | 住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (電話: <u>㊟</u> —) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。